平成２１年（フ）第３１４号
福井市日之出５丁目７番18号、旧住所福井市春山２丁目18番21号
破産者　安田　武史
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
福井市大宮６丁目９番24号
破産者　竹内　欽治
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０１号
名古屋市守山区大森１丁目2909番地　さつき苑２－Ａ号
破産者　寺師　龍信
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９６１号
名古屋市天白区原１丁目2310番地　ラ・キャッスル21原602号
破産者　安川　政雄
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３４号
大阪府泉南市信達市場1883番地の21
破産者　石川源太郎
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
鳥取県鳥取市浜坂８丁目11番24号、開始決定時の住所鳥取県鳥取市浜坂７丁目１番43号
破産者　山村　末子
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１号
鳥取県鳥取市国府町玉鉾259番地、旧住所鳥取県鳥取市国府町玉鉾259番地４
破産者　丸山　節夫
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４３号
鳥取県鳥取市滝山416番地13、旧住所鳥取県鳥取市滝山422番地６　雇用促進住宅４―105
破産者　森下　絵美
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５１号
鳥取県鳥取市若葉台南５丁目４番16号
破産者　堀田　恭子
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９２号
広島市東区中山新町３丁目22番22号
破産者　浦本　正喜
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８３８号
大分市末広町２丁目９番29号　中山第２アパート105、開始決定時の住所大分市舞鶴町２丁目９番３号
破産者　安田　昌生
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６７９号
大分市大字城原2672番地の１　大在センタービル722
破産者　安東　宣一
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３９１号
大分市大字旦野原900番地の113、開始決定時の住所大分市大字市616番地の55
破産者　石兼　猛司
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４１４号
横浜市中区本牧三之谷３番14号
破産者　吉岡　　徹
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１５号
横浜市中区本牧三之谷３番14号
破産者　吉岡千佳子
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜3547番地の３
破産者　寺澤　利明
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６１１号
静岡県磐田市福田779番地１　コナハイム101号室、前住所静岡県磐田市下太140番地２
破産者　増田　富代
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
神奈川県綾瀬市上土棚北４丁目９番７―604号、前住所静岡県菊川市西方1265番地の２ヤマトサンシャインヒルズ111号室
破産者　栗林　　弘
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係